

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 死亡時の保障

重要事項
説明

必ずお読みください

災害保障期間設定型定期保険 無配当

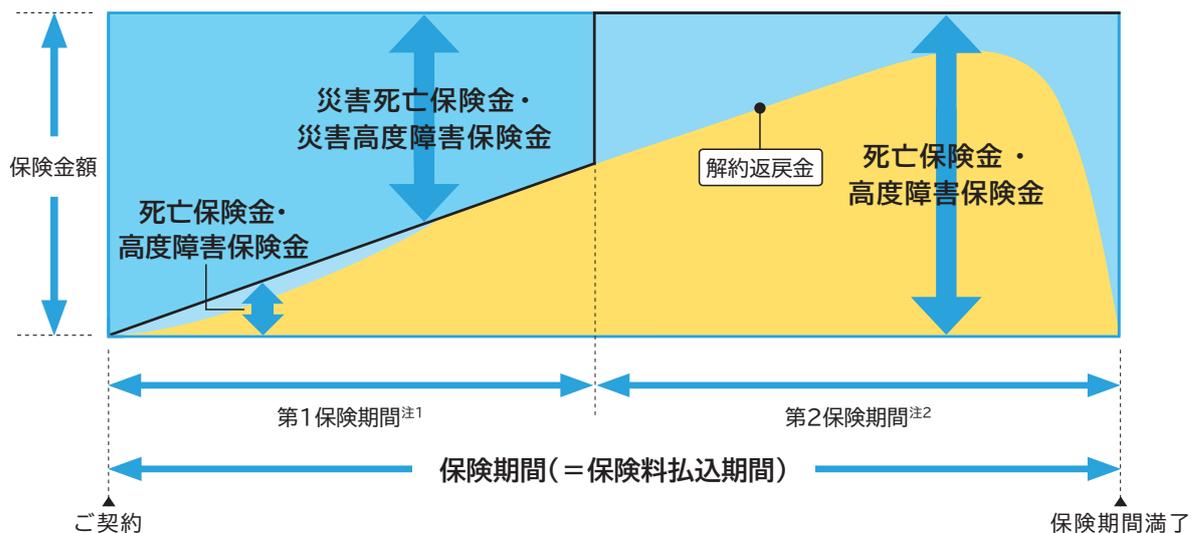
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

- 死亡・約款所定の高度障害状態に一定期間備えることができます。
- 第1保険期間中は、災害による死亡・約款所定の高度障害状態に重点的に備えることができます。
- 第2保険期間中は、災害によるかどうかにかかわらず、死亡・約款所定の高度障害状態に備えることができます。

※ 災害とは、不慮の事故や約款所定の特定感染症をいいます。

2 商品のしくみ



注1 第1保険期間とは、保険期間のうち、契約日から一定の年数が経過するまでの期間をいいます。

注2 第2保険期間とは、保険期間のうち、第1保険期間満了日の翌日から保険期間満了日までの期間をいいます。

※具体的にご契約の内容(保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

第1保険期間中に災害以外で死亡・約款所定の高度障害状態に該当した場合、お支払いする死亡保険金・高度障害保険金(責任準備金額)は、多くの場合**払込保険料累計額を下回ります**。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

お支払いできる場合（お支払事由）		保険金	お支払額
第1保険期間	死亡	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき	死亡保険金 + 災害死亡保険金 保険金額
		上記以外で死亡されたとき	死亡保険金 死亡された日における責任準備金額
	高度障害状態	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ●約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 + 災害高度障害保険金 保険金額
		上記以外で約款所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 約款所定の高度障害状態になられた日における責任準備金額
第2保険期間	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
	約款所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金	

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いできません。
- 災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いできません。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

④ 解約返戻金について

- 解約返戻金は、多くの場合払込保険料累計額を下回ります。また、保険期間満了時には解約返戻金は0（ゼロ）となります。

⑤ 配当金について

- 契約者配当金はありません。

6 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は [注意喚起情報](#) の「お問い合わせ先」をご覧ください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

■「保険種類のご案内」について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。「保険種類のご案内」は、三井住友海上あいおい生命の最寄りの課支社等にご請求ください。

満点生活応援団

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまのための各種サービスをお電話にてご提供します。

健康・医療相談

暮らしの相談

介護相談

※「満点生活応援団」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

※サービスの内容等は2018年7月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0740 【AD】90-740 50,000 2018.04.01(新) 65 登2017-A-580(2018.7.2)